

郷土誌だより

いまむら

特集・社寺と墓地

№ 7
編 集
今村誌編集委員会
発 行
今村誌 刊 行 会
瀬戸市平町3-142
電話 (84) 0840
コミュニティセンター内

八王寺神社と
医王山慶昌院

今から五百年程前、松原下総守
広長公がこの土地に城を構え、男
神五柱、女神三柱をむかえて八王子
子社を建て、また、薬師如来をむ
かえて医王山八王寺を開創した。
これが八王子神社と慶昌院のはじ
まりと伝えられている。

典医だった矢野氏によつて守られていた。一方、八王寺は当時天台宗に属し住職もなかつたが、一六三一（寛永八）年雲興寺一五世住職興南義繁師が曹洞宗に帰入させたといわれるが、安藤政二郎氏の瀬戸ところどころ今昔はこれより先、寛永五（一六二八）年孝岳圓鏡が中興開基となつて寺号を慶昌院と改め本尊を釈迦如来とした、と記している。いずれにしろ以後雲興寺の末寺として続いたもののが中興開基となつて寺号を慶昌院と改め本尊を釈迦如來とした、と記している。いずれにしろ以後次第に衰退し元禄十一（一六九八）年雲興寺十九世玄峰伝旨を迎えて中興開山とするなどの曲折を経て

今村と広長公のつながりは連載の「広長公物語」にゆづるとして今村が以来昭和のはじめまで一村

一社・一寺であつたことは広長公との結びつきがそうさせたともいえるのであるまい。また、隣村の美濃之池の村社も八王子であること、今村の大部分が慶昌院檀家であることもこれを物語る。

瀬戸の発展と今村の都市化が進んで寺院は次のように増加した。各寺院の沿革由緒についてはここでは割愛しやがて出版される本に載せたいと思う。

○真宗大谷派 光国寺 西吉田町 昭和六年移転完了

○曹洞宗 弘誓寺（ぐせいじ）東吉田町、昭和一二年説教所から昇格

○真言宗醍醐派 覚城寺 追分町 昭和二一年不動教会から昇格

○浄土宗 善光寺 西吉田町 昭和二三年説教所から昇格

○日蓮正宗 天晴寺 東長根町 昭和四四年東印所町から移転

程の中でもごく自然の成行きから、神仏習合という姿が、本地垂迹と共に現れたのは平安時代のことである。長い間、寺の住職が神社の管理を兼務するという形のとられてきた所が多く、今村の場合も慶昌院の住職が別当職としてお宮の守（もり）をしていた。前項にもあるように慶昌院の起りはいわば八王子社の神宮寺であり、その唯一の遺構として明治の初期まで八王子社の東隣りに薬師堂がたつていた。

幕末の慶応三年三月の神仏分離令の公布、四月の達示で明治維新への準備がなされ、明治初年、維新政府の祭政一致の方針で神仏習合は廢止となり、明治四年、八王子社は慶昌院から直接村の管理へと移管され、薬師堂は明治一年慶昌院へ遷座、その跡地は八王子社の神域となつた。

八王子社郷倉にはこの頃の経緯を物語るいくつかの資料が保存されていてるのである。

「村社据置願」という文書綴りと「社寺現境内取調帳」をみると、當時（明・一〇）八王子社は村社で他に無格社の東山神社（ひがし

(かないしや) 西山神社 (にしやまのかみしや) 斎宮司社 (さいぐうじしゃ) の三社が川西町と平町一丁目にあり、地租改正の折に官有地となつたが、神仏分離令と共に神社整理の方針がとられ一村一社に合祀するよう達示が出た。そこで、部落民の信仰の中心を失つては一大事とばかり六社それぞれに祭神・由緒・維持管理状況等を記し氏子総代、用街、神官が連署し第三区副戸長の添書もとつて県令(後の知事)宛に、何とか残させて下さいと神社据置願を出した所「聞き届け難く候」と朱書して返されたもの等級じてあるが、西山神社だけは「書面聞届候事」とある。境内地九五〇坪社殿三尺×三尺で六社中最も大きかつたためどうか、村では他の五社につき再願を、諏訪社については総代稻垣善六、稻垣兼四郎、青山円七さんらにより再三願を出したが許されず、明治三九年四月と八月の勅令で合祀が更に推進され結局明治四三年、三月二九日に合併願を出し同年五月十九日許可、これをうけて六月一日に村社八王子社へ六

今村文書には社寺関係の資料二四点があり、お寺よりも神社関係の記録が多い。

「村社据置願」という文書綴りと「社寺現境内取調帳」をみると、當時（明・一〇）八王子社は村社で他に無格社の東山神社（ひがしやまのかみしや）諏訪社（すわしゃ）市杵島姫社（いちきしまひめしゃ）の三社が市場町に、金井社

○曹洞宗 弘誓寺（ぐせいじ）東
吉田町、昭和一二年説教所から
昇格

令の公布、四月の達示で明治維新への準備がなされ、明治初年、維新政府の祭政一致の方針で神仏習合は廢止となり、明治四年、八王子社は慶昌院から直接村の管理へと移管され、薬師堂は明治一一年慶昌院へ遷座、その跡地は八王子社の神域となつた。

八王子社郷倉にはこの頃の経緯を物語るいくつかの資料が保存されてゐるのである。

所「聞き届け難く候」と朱書して返されたもの等級じてあるが、西山神社だけは「書面聞届候事」とある。境内地九五〇坪社殿三尺×三尺で六社中最も大きかつたためだろうか、村では他の五社につき再願を、諏訪社については継代稻垣善六、稻垣兼四郎、青山円七さるらにより再三願を出したが許されず、明治三九年四月と八月の勅

一社・一寺であつたことは広長公との結びつきがそうさせたともいえるのではあるまい。また、隣村の美濃之池の村社も八王子であること、今村の大部分が慶昌院檀家であることもこれを物語る。

瀬戸の発展と今村の都市化が進んで寺院は次のように増加した。各寺院の沿革由緒についてはここでは割愛しやがて出版される本に載せたいと思う。

程の中でもごく自然の成行きから、神仏習合という姿が、本地垂迹と共に現れたのは平安時代のことである。長い間、寺の住職が神社の管理を兼務するという形のとられてきた所が多く、今村の場合も慶昌院の住職が別当職としてお宮の守（もり）をしていた。前項にあるように慶昌院の起りはいわば八王子社の神宮寺であり、その唯一の遺構として明治の初期まで八王子社の東隣りに薬師堂がたつていた。

(かないしや) 西山神社 (にしやまのかみしや) 斎宮司社 (さいぐうじしゃ) の三社が川西町と平町一丁目にあり、地租改正の折に官有地となつたが、神仏分離令と共に神社整理の方針がとられ一村一社に合祀するよう達示が出た。そこで、部落民の信仰の中心を失つては一大事とばかり六社それぞれに祭神・由緒・維持管理状況等を記し氏子総代、用掛、神官が連署し第三区副戸長の添書もとつて県令（後の知事）宛に、何とか残さ

墓地の変遷

明治のはじめに第三大区第十五小區東春日井郡今村の戸長から提出された「墓地取調書」の控が今正にからむ調査の控えであろうがこれによると、

一、福井墓地（現南山町一丁目）

現反別二反一畝一二歩

これは現在の通り墓地として据

置きたい。

二、上の山墓地（お寺の上の山）

現反別二反八畝一四歩

これも（一）同様据置きたい。

三、寺墓地（現境内墓地の一部）

現反別二反八畝一四歩

これは尾張藩時代の上納山（じょうのうやま）で当時墓地であつて古い石塔が今も並んでいるからこのまま墓地にしておきたい。

と記されている。この三ヶ所は明治初年の地籍図にも墓地と明記されているが（三）の寺墓地の所は山林と同じ緑色に塗られている。

昭和三四年の伊勢湾台風で杉の大木の多くが倒れてしまい、古い墓石は何百年ぶりかで白日のもとに

さらされることになった。

昔は土葬だったから、故人の遺体は人里離れた所に深く埋め、その上に盛土をして墳墓としたが、これを埋葬のための墓、即ち「埋め墓」とし、墓参の便宜のために

別に靈を迎えるための墓、つまり「参り墓」を作つておく、

いわゆる兩墓制というものが本州中

央部に多く見られるが、この参り

墓の多くはその場所を寺の境内に求め、埋め墓の盛土に対しこちら

は石塔を建てて墓標とした。

前述の（三）寺墓地というものは、こ

の兩墓制の「参り墓」ではないかと思われるが、どうだろうか。

はじめ各家が二つの墓を持つて

これは尾張藩時代の上納山（じょうのうやま）で当時墓地であつて古い石塔が今も並んでいるからこのまま墓地にしておきたい。

と記されている。この三ヶ所は明治初年の地籍図にも墓地と明記されているが（三）の寺墓地の所は山林と同じ緑色に塗られている。

昭和三四年の伊勢湾台風で杉の大木の多くが倒れてしまい、古い墓石は何百年ぶりかで白日のもとに

に姿を消すことになった。

この頃から庶民の墓も次第に立派なものになり、周りに柵をめぐらしたりコンクリートで境界を立てたりした墓地にピカピカに磨め墓」とし、墓参の便宜のために

切つたりした墓地にピカピカに磨め墓」とし、墓参の便宜のために

つまり「参り墓」を作つておく、

いわゆる兩墓制というものが本州中

央部に多く見られるが、この参り

墓の多くはその場所を寺の境内に求め、埋め墓の盛土に対しこちら

は石塔を建てて墓標とした。

前述の（三）寺墓地というものは、こ

の兩墓制の「参り墓」ではないかと思われるが、どうだろうか。

はじめ各家が二つの墓を持つて

これは尾張藩時代の上納山（じょうのうやま）で当時墓地であつて古い石塔が今も並んでいるからこのまま墓地にしておきたい。

と記されている。この三ヶ所は明治初年の地籍図にも墓地と明記されているが（三）の寺墓地の所は山林と同じ緑色に塗られている。

昭和三四年の伊勢湾台風で杉の大木の多くが倒れてしまい、古い墓石は何百年ぶりかで白日のもとに

ることは賛成できないという反対意見で、三ヶ所の墓地は廃止して

墓地をつくる。納骨堂も新築する案が最終案として実行に移され、

今見る慶昌院境内墓地に、一六〇基、納骨堂には二三〇〇余の納骨室が二階に設けられ、一階は葬祭場に利用する広間がつくられた。

墓地をつくる。納骨堂も新築する

て厚く、その証拠に、お墓に関してもつとも、墓そのものの広さと

では世界一の記録をいくつか持っています。

宮様将軍武士町人の墓から誰のものかまだ知らない墓まで含めると

実に百万基をこえる墓石がひしめています。中には白蟻の墓なん

なが集つてある所はないそうです。世界中どこ

を訪ねても、先ずこれだけ沢山の

墓が集つてある所はないそうです。世界一は」というと、これも日本になつたので、移すことのできない墓石三〇〇〇余基を集めて「万靈塔」をつくり供養した。

この仕事は確かに大事業だった。

万坪の敷地を有する富士靈園がそ

れです。慶昌院のお墓の団地がケ

シ粒に見えます、というわけ。

さてそれでは、個人のお墓が世

界最大は」というと、最近中国でも

いろいろ発掘されていますのでや

す。慶昌院のお墓の団地がケ

シ粒に見えます、というわけ。

さてそれでは、個人のお墓が世

界最大は」というと、最近中国でも

いろいろ発掘されていますのでや

社寺の維持管理

古い時代、神社には神田、寺には寺田（神領・寺領）が与えられていて、そこから社殿や堂塔の造成、修理等の費用を生みだすようになっていた。そして、どちらかといえば社領より寺領の方が重んじられていたようである。しかもその上に寺には祠堂金（しどうきん）といわれる寄付があつた他、死者の冥福を祈るために、寺には金錢や田畠が寄進されることもあつた。

こうした、長い歴史をもつ寺社領の取扱いは明治の維新政府にとって大きな課題の一つとなつたが、明治十六年頃までにはどうやら片付いた。その結果、先号にも記したように、寺社領は境内地を調べた上であいまいな土地は官有地として召し上げられてしまった。

慶應三年の神仏分離令は神社と仏寺との間に争いを誘発し廃仏毀釈運動まで引き起したが、神社の方は国や県市町村の保護が得られるようになって、その立場は大きく変化した。このような時代の流れの中にあって、今村には社寺相互のトラブルもなく苦難をのりこ

ることが出来た。それというのも、八王子社も慶昌院も共に松原広長公の創建になるものであり、慶昌院は檀家をもつていて、その檀家たるや八王子社の氏子でもあり広長公の徳の及ぶ家々で占められていたからであろう。

今村文書の中に、「旭村大字今

区規則一大正四年一月一日より施

行」というのがある。全文一〇六

ヶ条から成つてゐるが、そのうち

で社寺に関する条文は二五ヶ条も

あつて最も大きな章をなしてお

今村びとの信仰の厚さを物語つ

ている。それを見ると、

○氏子、檀方総代は共に四名づつ

で、任期は氏子総氏が五年、檀

方総代は三年、何れも区の組織

から推せんで選出される。

○社寺共に重要事項に関しては、

町三反余歩のなかで、慶昌院の分

が三五筆、二町一反八畝余歩もあ

つて全市の社寺関係買収地のほぼ

半分を占めている。これに対しハ

王子神社地は一件、八畝一九歩で

等、各島の代表者が毎年津島神社

へ参詣し大麻を迎えて来て祀るも

ので、昔は六月五日から各家ごと

もいう、寺山・市場・北脇・川西

等、各島の代表者が毎年津島神社

へ参詣し大麻を迎えて来て祀るも

ので、昔は六月五日から各家ごと

に赤提灯を点してお天王さまにお

詣りする。これを十五日まで続け

五々東の方へ向つてどこまでも歩

き、太陽が真南へ来た頃、弁当を

お天端むかえ、彼岸の中日になります

日の出を拝み、弁当を持って三々

五々東の方へ向つてどこまでも

